

**総合福祉団体定期保険
災害総合保障特約条項**

アクサ生命保険株式会社

総合福祉団体定期保険災害総合保障特約条項

(この特約の趣旨)

この特約は、被保険者が不慮の事故によって、身体に障害を受けた場合または傷害の治療を目的として入院した場合に、団体が定める給付規程に準拠して給付を行なうことを内容とするものです。

(特約の締結および責任開始期)

第1条 この特約は、総合福祉団体定期保険契約（以下「主契約」といいます。）の締結または更新の際、保険契約者の申出によって、被保険者の同意を得て、主契約に付加して締結します。

- ② この特約の被保険者は、主契約の被保険者と同一とします。
- ③ この特約についての当会社の責任開始期は、主契約に適用される普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の責任開始期に関する規定を準用します。

(身体障害に関する対象規程および入院に関する対象規程の提出)

第2条 保険契約者は、この特約の締結の際に、団体の所属員の別表1に定める不慮の事故（以下、「不慮の事故」といいます。）により発生した身体障害の状態に関して団体が定める障害給付規程（以下、「身体障害に関する対象規程」といいます。）および、不慮の事故による傷害の治療を目的とした入院に関して団体が定める入院給付規程（以下、「入院に関する対象規程」といいます。）を当会社に提出することを要します。

- ② 前項に定める身体障害に関する対象規程は、次に掲げるものとします。
 - (1) 業務外災害による障害給付規程
 - (2) 業務上災害による障害給付規程
 - (3) 通勤途上災害による障害給付規程なお、これらの規程に準ずる規程がある場合には、あわせて提出してください。
- ③ 第1項に定める入院に関する対象規程は、次に掲げるものとします。
 - (1) 業務外災害による入院給付規程
 - (2) 業務上災害による入院給付規程
 - (3) 通勤途上災害による入院給付規程なお、これらの規程に準ずる規程がある場合には、あわせて提出してください。
- ④ 保険契約者は、この特約の締結後、前2項の規程を変更した場合には、その内容を直ちに当会社に報告することを要します。

(特約給付金の受取人)

第3条 この特約における障害給付金および入院給付金の受取人（以下、「給付金受取人」といいます。）は、被保険者とします。ただし、被保険者の同意を得たうえで、保険契約者が別に定めることができます。この場合、障害給付金の受取人と入院給付金の受取人は同一人であることを要します。

(特約給付金額の決定方法)

第4条 この特約の各被保険者についての支払基準となる給付金額（以下、「特約給付金額」といいます。）は、当会社の定める範囲内かつ主契約の保険金額以下で、次の各号のいずれかの方法で定めることを要します。

- (1) 身体障害に関する対象規程の内容に応じて、年齢、報酬額、勤続年数、職種、職階、その他一定基準で被保険者を組別し、各組ごとに同額とする方法
- (2) 身体障害に関する対象規程に定める支給金額以下で、年齢、報酬額、勤続年数、職種、職階、その他一定基準で被保険者を組別し、各組ごとに同額とする方法
- (3) 身体障害に関する対象規程に定める支給金額以下で、全員同額とする方法
- (4) 第1号ないし第3号に定める方法を併用する方法
- (5) その他当会社の定める方法

(特約の保険期間および保険料の払込)

第5条 この特約の保険期間は、主契約の保険期間と同一とします。

- ② 保険契約者は、この特約の保険料を主契約の保険料とともに払い込むことを要します。
- ③ 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、その保険料の払込期日から将来に向かって解約されたものとみなします。

(特約の失効)

第6条 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。

(特約の復活)

第7条 当会社は、この特約の復活の請求があった場合には、主契約の復活を承諾したときに限り、主契約と同時に、主約款の復活に関する規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

- ② 主契約の復活請求の際に、保険契約者から別段の申出がないときは、同時にこの特約の復活の請求があったものとみなします。

(障害給付金の支払)

第8条 当社は、被保険者が、その被保険者についてのこの特約の責任開始期（復活の取扱が行なわれた後は、最後の復活の際の責任開始期とします。以下同じ。）以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内で、かつ、この特約の保険期間中に別表2の給付割合表（以下、「給付割合表」といいます。）に定めるいずれかの身体障害の状態に該当した場合に、次条に定める金額の障害給付金を給付金受取人に支払います。

- ② この特約の同一の被保険者についての障害給付金の支払割合は、同一の不慮の事故または同一の保険期間において、通算して10割をもって限度とします。

(障害給付金額)

第9条 当社が前条第1項によって支払う障害給付金の額は、次の各号に定めるとおりとします。

- (1) 身体障害の状態が給付割合表の1種目のみに該当する場合には、その被保険者について定められた特約給付金額に給付割合表のその該当する種目に対応する給付割合を乗じて得られる金額
- (2) 身体障害の状態が給付割合表の2種目以上に該当する場合には、その該当する種目ごと（ただし、別表3に定める身体の同一部位（以下、「身体の同一部位」といいます。）に生じた2種目以上の障害については、そのうち最も上位の種目のみ）に前号の規定を適用して得られる金額の合計額
- ② 前項において、その被保険者について、身体障害に関する対象規程に定める支給金額（以下、「障害給付支給金額」といい、保険契約者があらかじめ障害給付支給金額の範囲で一定割合の金額を申し出た場合には、その金額とします。）が、障害給付金額を下回る場合には、障害給付支給金額を障害給付金として給付金受取人に支払います。また、身体障害に関する対象規程上、支給金が支払われないときは、障害給付金を支払いません。
- ③ 第1項各号の適用にあたっては、すでに給付割合表に該当する身体障害のあった身体の同一部位に生じた身体障害については、すでにあった身体障害（以下、本項において「前障害」といいます。）を含めた新たな身体障害の状態が該当する最も上位の種目に対応する給付割合から、その前障害の状態に対応する給付割合（2種目以上に該当する場合には、最も上位の種目に対応する給付割合）を差し引いて得られる割合を、その身体障害についての給付割合とします。

(障害給付金の請求手続)

第10条 保険契約者、被保険者または給付金受取人は、第8条（障害給付金の支払）に規定する障害給付金の支払事由が生じたことを知った場合には、すみやかに、当社に通知

してください。

② 給付金受取人は、保険契約者を經由して、当会社に次の書類を提出することにより障害給付金を請求してください。なお、給付金受取人が第3条（特約給付金の受取人）ただし書の規定により定められたときは、被保険者が請求内容を了知していることを要します。

- (1) 当会社所定の障害給付金支払請求書
- (2) 不慮の事故であることを証する書類
- (3) 当会社所定の様式による医師の診断書
- (4) 給付金受取人の戸籍抄本および印鑑証明書
- (5) 被保険者の住民票

③ 当会社は、前項以外の書類の提出を求め、または前項の提出書類の一部の省略を認めることがあります。

(入院給付金の支払)

第11条 当会社は、被保険者が、その被保険者についてのこの特約の責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害の治療を目的として、その事故の日から起算して180日以内に別表3に定める病院または診療所に別表3に定める入院（以下、「入院」といいます。）をし、かつ、その傷害の治療を目的とする入院日数が5日以上となった場合に、その被保険者について定められた特約給付金額（入院中に特約給付金額の変更があった場合には、それぞれの日における特約給付金額とします。）の1,000分の1.5（以下、「入院給付金日額」といいます。）にその入院のこの特約の保険期間中のその傷害の治療を目的とする入院日数（以下、「入院日数」といいます。）を乗じて得られる金額の入院給付金を給付金受取人に支払います。ただし、その被保険者について、入院に関する対象規程における入院1日あたりの支給金額（以下、「入院給付支給金日額」といい、保険契約者があらかじめ入院給付支給金日額の範囲で一定割合の金額を申し出た場合には、その金額とします。）が、入院給付金日額を下回る場合には、入院給付支給金日額に入院日数を乗じて得られる金額を入院給付金として給付金受取人に支払います。また、入院に関する対象規程上、支給金が支払われないときは、入院給付金を支払いません。

② 同一の被保険者が同一の不慮の事故によって2回以上入院した場合には、その事故の日から起算して180日以内に開始した各入院について、入院日数を合算して前項の規定を適用します。

③ 被保険者が前2項に規定する入院をこの特約の保険期間中に開始し、この特約の保険期間の満了日を含んで引き続き入院している場合に、この特約が更新されないときまたはその被保険者がこの特約の更新時に被保険団体から除外されたときは、この特約の保険期間経過後の入院日数（その入院の退院日までの入院日数をいいます。）に関しては、この特約の保険期間中の入院として、前2項に規定するところによって入院給付金を支

払います。

- ④ この特約の同一の被保険者についての入院給付金の支払は、同一の不慮の事故について通算して120日（更新前の入院日数を含みます。）をもって限度とします。
- ⑤ 同一の被保険者が2以上の不慮の事故によって入院し、支払うべき入院給付金が重複する場合でも、入院給付金は重複しては支払いません。
- ⑥ 前項の規定によって入院給付金の支払われない入院日数は、第4項に規定する同一の不慮の事故による入院給付金の支払限度の入院日数の計算に含めません。

（入院給付金の請求手続）

第12条 保険契約者、被保険者または給付金受取人は、前条に規定する入院給付金の支払事由が生じたことを知った場合には、すみやかに、当会社に通知してください。

- ② 給付金受取人は、保険契約者を經由して、当会社に次の書類を提出することにより入院給付金を請求してください。なお、給付金受取人が第3条（特約給付金の受取人）ただし書の規定により定められたときは、被保険者が請求内容を了知していることを要します。

- (1) 当会社所定の入院給付金支払請求書
- (2) 不慮の事故であることを証する書類
- (3) 当会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書
- (4) 当会社所定の様式による医師の診断書
- (5) 給付金受取人の戸籍抄本および印鑑証明書
- (6) 被保険者の住民票

- ③ 第10条（障害給付金の請求手続）第3項の規定は、本条の場合に準用します。

（障害給付金または入院給付金の支払の時期および場所）

第13条 主約款の保険金の支払の時期および場所に関する規定は、この特約による障害給付金または入院給付金の支払の場合に準用します。

（猶予期間中の保険事故）

第14条 保険料払込の猶予期間中に、この特約による障害給付金または入院給付金の支払事由が生じた場合には、当会社は、払込期日が到来している保険料がその猶予期間中に払い込まれたときに限り、障害給付金または入院給付金を支払います。

（障害給付金または入院給付金を支払わない場合）

第15条 当会社は、被保険者が次の各号のいずれかによって第8条（障害給付金の支払）または第11条（入院給付金の支払）の規定に該当した場合には、障害給付金または入院給付金を支払いません。

- (1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき
 - (2) 給付金受取人の故意または重大な過失によるとき。ただし、その者が障害給付金または入院給付金の一部の受取人であるときは、当会社は、その残額をその他の受取人に支払います。
 - (3) 被保険者の犯罪行為によるとき
 - (4) 被保険者の精神障害を原因とする事故によるとき
 - (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき
 - (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき
 - (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき
 - (8) 地震、噴火または津波によるとき
 - (9) 戦争その他の変乱によるとき
- ② 前項第8号または第9号の事由により、身体障害の状態になった被保険者の数、または入院した被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認められた場合には、当会社は、その程度に応じ、障害給付金または入院給付金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払います。

(特約の解約)

第16条 保険契約者は、いつでも将来に向けて、この特約を解約することができます。

(特約の消滅)

第17条 主契約の全部または一部が消滅した場合には、この特約の全部またはその被保険者に対する部分は、同時に消滅します。

(特約給付金額の増減)

第18条 保険契約者は、第4条（特約給付金額の決定方法）に定める範囲内で、特約給付金額を変更することができます。この場合、主約款の増額または減額に関する規定を準用します。

- ② 主契約の保険金額が減額された場合に、特約給付金額が主契約の保険金額を超えるときには、主契約の保険金額まで特約給付金額を減額します。

(特約の更新)

第19条 この特約は、主契約の更新の際、保険契約者または当会社が更新しない旨の通知をしない限り、主契約とともに更新されます。

(告知義務違反による解除)

第20条 主約款の告知義務違反による解除に関する規定は、この特約について準用します。

(重大事由による解除)

第21条 主約款の重大事由による解除に関する規定は、この特約について準用します。

(その他の解除)

第22条 主約款のその他の解除に関する規定は、この特約について準用します。

(払戻金)

第23条 主約款の払戻金に関する規定は、この特約について準用します。

(主約款の規定の準用)

第24条 この特約に別段の定めがない場合には、主約款の規定を準用します。

<別表1>

対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故（急激・偶発・外来の定義は表1によるものとします。ただし、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したはその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とみなしません。）で、かつ、平成6年10月12日総務庁告示第75号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003年版）準拠」に記載された分類のうち、表2の分類項目のものをいいます（ただし、下表中の「除外するもの」欄にあるものを除きます。）。

表1 急激・偶発・外来の定義

用語	定義
1. 急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。（慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。）
2. 偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。 （被保険者の故意にもとづくものは該当しません。）
3. 外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。 （身体の内部的原因によるものは該当しません。）

表2 分類項目

分類項目（基本分類コード）	除外するもの
1. 交通事故（V01～V99）	
2. 不慮の損傷のその他の外因（W00～X59）	・ 飢餓・ 渴
・ 転倒・ 転落（W00～W19）	
・ 生物によらない機械的な力への曝露（W20～W49）	・ 騒音への曝露（W42） ・ 振動への曝露（W43）
・ 生物による機械的な力への曝露（W50～W64）	
・ 不慮の溺死および溺水（W65～W74）	
・ その他の不慮の窒息（W75～W84）	・ 疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神神経障害の状態にある者の胃内容物の誤え

	ん<嚥><吸引> (W78)、気道閉塞を生じた食物の誤えん<嚥><吸引> (W79) および気道閉塞を生じたその他の物体の誤えん<嚥><吸引> (W80)
・電流、放射線ならびに極端な気温および気圧への曝露 (W85～W99)	・高圧、低圧および気圧の変化への曝露 (W94) (高山病など)
・煙、火および火炎への曝露 (X00～X09)	
・熱および高温物質との接触 (X10～X19)	
・有毒動植物との接触 (X20～X29)	
・自然の力への曝露 (X30～X39)	・自然の過度の高温への曝露 (X30) 中の気象条件によるもの (日射病、熱射病など)
・有害物質による不慮の中毒および有害物質への曝露 (X40～X49) (注1)	(注2)
・無理ながんばり、旅行および欠乏状態 (X50～X57)	・無理ながんばりおよび激しい運動または反復性の運動 (X50) 中の過度の肉体行使、レクリエーション、その他の活動における過度の運動 ・旅行および移動 (X51) (乗り物酔いなど) ・無重力環境への長期滞在 (X52)
・その他および詳細不明の要因への不慮の曝露 (X58～X59)	
3. 加害にもとづく傷害および死亡 (X85～Y09)	
4. 法的介入および戦争行為 (Y35～Y36)	・合法的処刑 (Y35.5)
5. 内科的および外科的ケアの合併症 (Y40～Y84)	(注2)
・治療上の使用により有害作用を引き起こした薬物、薬剤および生物学的製剤 (Y40～Y59) によるもの (注3)	
・外科的および内科的ケア時における患者に対する医療事故 (Y60～Y69)	
・治療および診断に用いて副反応を起こした医療用器具 (Y70～Y82) によるもの	
・患者の異常反応または後発合併症を生じた外	

科的およびその他の医学的処置で、処置時には事故の記載がないもの（Y83～Y84）	
--	--

（注1）次の（1）および（2）は含まれません。

（1）洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎ならびにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒（ブドウ球菌性、ボツリヌス菌性、その他および詳細不明の細菌性食中毒）およびアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎、大腸炎

（2）外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など

（注2）疾病の診断、治療を目的としたものは除外されます。

（注3）外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれません。

備考<別表1>

「曝露」とは、その環境にさらされることをいいます。

<別表2>

給付割合表

等級	身体障害	給付割合
第A級	1. 1上肢および1下肢の用を全く永久に失ったもの 2. 10手指を失ったか、またはその用を全く永久に失ったもの 3. 1肢に第B級の6から8までのいずれかの身体障害を生じ、かつ、他の1肢に第B級の6から8までまたは第C級の14から18までのいずれかの身体障害を生じたもの 4. 両耳の聴力を全く永久に失ったもの	7割
第B級	5. 1眼の視力を全く永久に失ったもの 6. 1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの 7. 1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの 8. 1手の5手指を失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指を失ったもの 9. 10足指を失ったもの 10. 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの	5割
第C級	11. 両眼の視力にそれぞれ著しい障害を永久に残すもの 12. 言語またはそしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの 13. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に日常生活動作が著しく制限されるもの 14. 1上肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの 15. 1下肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの 16. 1下肢が永久に5センチ以上短縮したもの 17. 1手の第1指（母指）および第2指（示指）を失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）のうち少なくとも1手指を含んで3手指以上を失ったもの 18. 1手の5手指の用を全く永久に失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）を含んで3手指以上の用を全く永久に失ったもの 19. 10足指の用を全く永久に失ったもの 20. 1足の5足指を失ったもの	3割

第 D 級	<p>21. 1 上肢の 3 大関節中の 2 関節の機能に著しい障害を永久に残すもの</p> <p>22. 1 下肢の 3 大関節中の 2 関節の機能に著しい障害を永久に残すもの</p> <p>23. 1 手の第 1 指（母指）もしくは第 2 指（示指）を失ったか、第 1 指（母指）もしくは第 2 指（示指）を含んで 2 手指を失ったかまたは第 1 指（母指）および第 2 指（示指）以外の 3 手指を失ったもの</p> <p>24. 1 手の第 1 指（母指）および第 2 指（示指）の用を全く永久に失ったもの</p> <p>25. 1 足の 5 足指の用を全く永久に失ったもの</p> <p>26. 両耳の聴力に著しい障害を永久に残すもの</p> <p>27. 1 耳の聴力を全く永久に失ったもの</p> <p>28. 鼻を欠損し、かつ、その機能に著しい障害を永久に残すもの</p> <p>29. 脊柱（頸椎を除く）に運動障害を永久に残すもの</p>	1.5割
第 E 級	<p>30. 1 上肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に著しい障害を永久に残すもの</p> <p>31. 1 下肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に著しい障害を永久に残すもの</p> <p>32. 1 下肢が永久に 3 センチ以上短縮したもの</p> <p>33. 1 手の第 1 指（母指）もしくは第 2 指（示指）の用を全く永久に失ったか、第 1 指（母指）もしくは第 2 指（示指）を含んで 2 手指以上の用を全く永久に失ったかまたは第 1 指（母指）および第 2 指（示指）以外の 2 手指もしくは 3 手指の用を全く永久に失ったもの</p> <p>34. 1 手の第 1 指（母指）および第 2 指（示指）以外の 1 手指または 2 手指を失ったもの</p> <p>35. 1 足の第 1 指（母指）または他の 4 足指を失ったもの</p> <p>36. 1 足の第 1 指（母指）を含んで 3 足指以上の用を全く永久に失ったもの</p>	1 割

備 考

1. 日常生活動作が著しく制限されるもの

「日常生活動作が著しく制限されるもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のほとんどが自力では困難で、その都度他人の介護を要する状態をいいます。

2. 眼の障害（視力障害）

- (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- (3) 「視力に著しい障害を永久に残すもの」とは、視力が0.06以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- (4) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。

3. 言語またはそしゃくの障害

- (1) 「言語の機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、語音構成機能障害、脳言語中枢の損傷、発声器官の障害のため、身振り、書字その他の補助動作がなくては、音声言語による意思の疎通が困難となり、その回復の見込がない場合をいいます。
- (2) 「そしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、かゆ食またはこれに準ずる程度の飲食物以外のものはとることができず、その回復の見込がない場合をいいます。

4. 耳の障害（聴力障害）

- (1) 聴力の測定は、日本産業規格に準拠したオーディオメータで行ないます。
- (2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数 500・1,000・2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれ a・b・c デシベルとしたとき、
$$1/4(a + 2b + c)$$
の値が、90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解しえないもの）で回復の見込のない場合をいいます。
- (3) 「聴力に著しい障害を永久に残すもの」とは、上記(2)の $1/4(a + 2b + c)$ の値が70デシベル以上（40cmを超えると話声語を理解しえないもの）で回復の見込のない場合をいいます。

5. 鼻の障害

- (1) 「鼻を欠損し」とは、鼻軟骨の2分の1以上を欠損した場合はいいです。
- (2) 「機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、両側の鼻呼吸困難またはきゅう覚脱失で回復の見込のない場合はいいです。

6. 上・下肢の障害

- (1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込のない場合はいいです。
- (2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で、回復の見込のない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合はいいです。
- (3) 「関節の機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、関節の運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込がない場合はいいです。

7. 脊柱の障害

- (1) 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の上着を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいです。
- (2) 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動のうち2種以上の運動が生理的範囲の2分の1以下に制限された場合はいいです。
- (3) 「脊柱（頸椎を除く）の運動障害」とは、胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動のうち2種以上の運動が生理的範囲の3分の2以下に制限された場合はいいです。

8. 手指の障害

- (1) 手指の障害については、5手指をもって1手として取扱い、個々の手指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合せることはありません。
- (2) 「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいです。
- (3) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込のない場合はいいです。

9. 足指の障害

- (1) 「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。
- (2) 「足指の用を全く永久に失ったもの」とは、第1指（母指）は末節の2分の1以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失った場合または中足指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）にあつては指節間関節）が強直し、その回復の見込のない場合をいいます。

<別表3>

1. 身体の同一部位

- (1) 1上肢については、肩関節以下をすべて同一部位とします。
- (2) 1下肢については、また関節以下をすべて同一部位とします。
- (3) 眼については、両眼を同一部位とします。
- (4) 耳については両耳を同一部位とします。
- (5) 脊柱については、頸椎以下をすべて同一部位とします。
- (6) 別表2の第A級の1、2もしくは3、第B級の9または第C級の19の障害に該当する場合には、両上肢、両下肢、1上肢と1下肢、10手指または10足指をそれぞれ同一部位とします。

2. 入院

「入院」とは、医師（会社が特に認めた柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。以下同じ。）による治療（柔道整復師による施術を含みます。以下同じ。）が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、次の3に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

3. 病院または診療所

「病院または診療所」とは、次の（1）、（2）のいずれかに該当したものとします。

- (1) 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所（四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、会社が特に認めた柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。）
- (2) (1)の場合と同等と会社が認めた日本国外にある医療施設

